

令和元年度
津山市農業委員会
(6月定例会議事録)

令和元年6月10日(月)14時00分～
津山市役所 2F 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介 |
| 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子 |
| 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 |
| 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 |
| 19. 大塚 毅 | | | |

欠席委員(2名)

- | | |
|----------|----------|
| 3. 池田 幸正 | 10. 松尾 治 |
|----------|----------|

事務局(9名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 藤原 次長 | 高橋 主査 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 三宅 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主査 |
| 阿部 主査 | | | |

議 事

- 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 18 号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 20 号 非農地証明願承認について
- 議案第 21 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 22 号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 7 号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

それでは只今から、令和元年度6月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番池田委員、10番松尾委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会長

はい。皆さんご苦労様でございます。農作業も早い所は済んできたんじゃないかと思いますが、身体には気を付けてやって下さい。よろしく申し上げます。

先日、全国農業委員会会長大会が東京で開催されました。トランプさんの政権がどうだとか、東京の町田市に視察に行くなどしました。市を挙げて新規就農のために1年間に13人の研修生を取って、毎週土曜日に決めて研修をして、それから就職をしてもらっているという先進地ということでした。道中はマイクロバスも入らんような道で、イノシシも出るということで、どこも苦労されていると感じました。

それでは、まず運営委員会の報告をお願いします。

山下 委員長

はい、先ほど開催されました第3回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会長

はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。19番大塚委員さんと、4番井家上委員さん、よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局 (津山)

失礼します。議案の説明の前に申請の取り下げが2件ありますので、ご連絡します。4ページ1-11、5ページ4-2が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いいたします。繰り返します。4ページ1-11、5ページ4-2が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いいたします。

改めまして議案第16号の説明をいたします。今回、津山地区から10件、勝北地区から1件合計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、真庭市の不動産管理業の法人から、小原の64歳会社員の男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、伊丹市の65歳の女性から、高野本郷の65歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、院庄の55歳の男性から、同じく院庄の62歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、上河原の92歳の女性から、河辺の56歳会社員の男性への、親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、河辺の76歳の男性から、金井の45歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-6についてですが、神戸市の55歳の女性から、国分寺の55歳会社員の

男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-7についてですが、福井の25歳の男性から、同じく福井の32歳会社員の男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-8についてですが、福井の32歳の男性から、同じく福井の25歳会社員の男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-9についてですが、田熊の90歳の男性から、同じく田熊の39歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明1-10を除いて以上です。

日 笠 会 長
事務局（勝北） はい、ありがとうございました。続いて勝北。
続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1、新野山形の68歳男性から、新野山形の59歳、会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

日 笠 会 長
大 山 委 員 勝北地区からの説明は以上です。
はい、ありがとうございました。では地元委員からの説明をお願いします。

1区大山です。1-1につきまして説明します。

日 笠 会 長
小 島 委 員 元々凹凸があった田んぼを隣地が造成をしたために、このような小さな面積でのやり取りが発生したということです。
はい、ありがとうございました。次。

8番小島です。■■■■は一生懸命農業をされておりますので問題ないと思いません。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員 はい、ありがとうございました。
1-3について、7日に推進委員と協議をしましたが、問題ないということでした。
次、4区。
4番井家上です。1-4ですが、先ほどの説明のとおり、親族間での贈与ということで問題ないと思いません
それから1-5ですが、ここもしっかりされているので問題ないと思いません。
1-6についても、土地の所有者さんは遠くにいられておられて、近くの方にして頂くということで、問題ないと思いません。
1-7、1-8につきましては、ここはお互いが沢山持っているもので、1筆ずつ土地を交換すれば水路管理が簡単になるということで、問題ないと思いません。
1-9は田熊の方ですが、39歳ですが専業で農業をされておられて、しっかり植えてされております。問題ないと思いません。以上です。

日 笠 会 長
尾 島 委 員 はい、次は勝北。
7番尾島です。4-1について説明させていただきます。受人さんは以前からこの農地を借りて耕作されているということで、問題ないと思いません。

日 笠 会 長
* 日 笠 会 長
* 日 笠 会 長
* 日 笠 会 長
事務局（津山） はい、ありがとうございます。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。
ありません。
はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。
《 多数、挙手 》
はい、賛成多数ということでありがとうございます。
《 井家上委員、退室 》
それでは事務局の説明からお願いします。
はい、1-10についてですが、田熊の81歳の男性から、福井の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可

をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第16号の説明は以上です。

日笠会委員長 小島委員 はい、ありがとうございました。では地元委員からの説明をお願いします。

日笠会委員長 3日ほど前に農地を見て回りました。よく耕作されていると思います。以上です。

日笠会委員長 はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。

* 日笠会委員長 ありません。

* 日笠会委員長 はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

* 日笠会委員長 < 多数、挙手 >

* 日笠会委員長 はい、賛成多数ということでありありがとうございます。

* 日笠会委員長 < 井家上委員、入室 >

事務局（津山） それでは議案第17号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第17号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、久米地区から1件の計6件の申請です。議案書のページは、6ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・小原の田、66㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、小原にお住まいの66歳農業の男性と、64歳農業の女性のご夫婦です。現在、アパート住まいしている息子夫婦と同居することになり、駐車場が必要となったことから申請地を露天駐車場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁等により対処し、雨水排水については既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。金糞池水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・楢の畑、31㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、奈義町にお住まいの56歳農業の男性です。現在、鏡野町に墓地があるものの、母が高齢となり、管理が困難になってきたことから、母親自宅の近くに、墓地を移設するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣地と高低差はなく、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・下田邑の田、1,051㎡の件についてです。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、滋賀県大津市にお住まいの59歳会社役員の男性です。相続したものの居住地から遠く耕作が困難な申請地を、将来の事を考え、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側に新設水路を設け、雨水排水については、新設水路及び既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などからみて、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、売電を行う場合、経済産業大臣から設備認定を受ける必要がございますが、申請書に添付されております書類の発電事業者名はこの度の転用事業者では無く、別法人であります。この設備認定について、別法人と転用事業者との間で、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定事業計画の認定事業者の権利を譲渡済であり、現在通産省へ事業者名を変更中であります」と記された、法人から申請人への譲渡証明書が添付されております。さらに、事業者名の変更申請を行っており、変更が完了次第、変更承認書の写しを提出する旨の誓約書の提出を受けております。また、過去に同じような案件がないかを確認したところ、平成31年1月の定例会で類似案件があり、名義変更が完了した時に、完了したことが確認できる書類を提出す

るという条件を付けて、承認しておりますが、今回の変更承認手続き中にあるこの案件を認めるかの協議が必要かと思えます。さらに、現地ですが、既に土を入れられている状況にあり、このことについては転用事業者から始末書の提出を受けております。ここでご審議頂きたい項目として2点あり、1点目として、設備認定事業者名の変更中である案件を承認するか、2点目として、土が入っている状況の中で始末書の提出があることを踏まえて承認するか、のご協議をお願いします。

続きまして、1-4番・上横野の畑、1,066㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、既存施設であるグラウンドゴルフ場の拡張です。転用事業者は、上横野にお住まいの82歳無職の女性です。現在のグラウンドゴルフ場では、50mコースを設置しようとしたとき手狭であるとともに、利用者駐車場がないことから、これらを整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南面、東面に盛土を設置し、雨水排水については自然浸透するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・上横野の田、165㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、上横野にお住まいの61歳会社員の男性です。自身が経営する建設会社の事業拡大により舗装機械等の導入を行ったものの、既存の置場では機械の入れ替え等で手狭であり、また、いたずらや盗難被害のことも考え、会社近くの申請地を露天駐車場として整備し会社に貸し出すため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については水路を設置して既存水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西井出水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・神代の宅地、541㎡の追認案件の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用事業者は、神代にお住まいの69歳会社員の男性です。現在、近接する居宅でエステサロンを経営しておりますが、来客が多く既存の駐車場が手狭であり、また農業用機械等の保管場所がないことから、当該申請地を露天駐車場、車庫及び農業用倉庫として使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、現状のまま使用し、雨水排水については、既存排水路に接続するなど、周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。神代新池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第17号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。

はい、1区の大山です。1-1について説明します。小原の土地で、後で出てきます議案第19号でもう1筆ありますが、合わせて1枚の田になります。ここがちょうど水利組合の理事長さんの家の正面で、分筆されて転用が出ているので問題ないと思っていますと話しました。

日 笠 会 長
小 島 委 員

はい、ありがとうございます。次。

8番小島です。6月5日に推進委員さんと現地を見に行きました。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございます。次。

14番長森です。1-3についてですが、池田委員がお休みなので代わりに説明します。これは先ほど事務局が言われたように少し問題がある案件で、事前着

工が見られる部分があります。また経済産業省の手続きの移転も終わっておりません。従いまして、この案件は確認が出来るまで待ったほうがいいと思います。

次、1-4、上横野でございますが、上横野の町内が借り上げてゲートボール場をしております。以前から駐車場が無い等苦情もありまして、今回新しく転用して作りたいということです。

1-5、同じく上横野で、これは[]ですが、業務拡張によるもので、重機であつたりを購入されましたので、新しく自分の農地を潰して置場にしたいということです。

植本委員 16番植本です。5-1につきましては、追認案件になりまして、被害の無いようにきれいにされておりますので問題ないと思います。以上です。

日笠会長 はい、では議案第17号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、1-3については、泥を入れていたのを、それは無断転用だと指導をしていた案件です。どんなものでしょうか。無断転用をされていたのは親父さんで、今は名義を変えて息子さんが相続をされております。

太田会長代理 その時に、農地に戻せと話しましたんですね。

日笠会長 戻せとは言ったんですけれども、戻すとなったら泥を取るのに80万程かかる、それは誰がしてくれるんと言われるんで、うちは知りませんと答えました。指導はしております。どうしたらいいでしょうか。

太田会長代理 もう1つ話し合っしてほしいのが、転用事業者の名前が変わっていない。1月にも同じような案件がありましたが、どうでしょうか。今回はこのまま行くのか。

日笠会長 経産省の許可が下りてからがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

大山委員 それでよろしいんじゃないですか。

大塚委員 すいません、経産省の許可が下りたらもう無断転用のことはよくなるんですか。それとこれとは別じゃないんですか。

太田会長代理 池田委員が今日来られてないので、地元の担当として指導とかもして頂いているので、池田委員の意見も聞かないことには。

大塚委員 太陽光をするしない以前の問題じゃないんですか。無断転用をしとる限りは、絶対に前に進めないと思うんですけど。

太田会長代理 亡くなったお父さんがしたことですから。

大塚委員 それは関係ない。そういう違反転用してあるという状態も含めて相続したんですから。それを承知の上で相続したんでしょう。その辺は法律的にはどうなんでしょうか。小串先生ご教授願えますか。

小串委員 すいません、これは相続で間違いはないんですね。

小串委員 はい、登記簿謄本には相続と記載があります。

大塚委員 相続と書いてあるんですね。相続の場合は、亡くなった方の権利・義務を包括的に取得します。よって、今回であれば、無断転用という状態も相続しているとみなされると思います。

日笠会長 ならば戻してもらわないといけないでしょう。戻してもらわずにしていいいんですか。それが通るなら皆しますよ。こういうことを。後で申請すれば許可が貰えるんだから農業委員会が何を言おうと関係ないと思われませんか。私は疑問が残るんですけども。

大塚委員 一応、これは私個人の考えですけども、これは一旦不許可にして、地元委員に指導をしてもらって、戻してもらってな。

日笠会長 田んぼでしょう、元は。今は何を入れとんですか。岩砕を入れとんですか。

大塚委員 他のところ工事した後の残土を入れとるんです。

大塚委員 ならそれを取るのはお金がかかるんで、上に泥を入れて田んぼで還元して、それから申請されたらいいんじゃないですか。その辺は地元委員さんと事務局とよく相談して、いい解決策を考えられたらいいと思います。

日笠会長 その時も言ったんですけど、文句を言われるんで。

大塚委員 文句を言われたからと言って何の意味もありませんよ。太陽光をしたいなら、出来んとは言わずに出来る方法を一緒に考えてもらったらいいんじゃないですか。

太田会長代理 名義変更も終わらんといいんですけど。

大塚委員 それは時間があつたら解決する問題でしょう。ただ違法転用しとるというのはなんとかしないとずっとそのままですからね。それはありえません。

日笠会長 じゃあ、それが片付くまではいけませんということですよ。

* 日 笠 会 長 よろしい。
 では議案第17号に対して、1-3を不承認として、その他は承認でよろしい
 と思う方は挙手をお願いします。

* 日 笠 会 長 < 多数、挙手 >
 はい、賛成多数という事でございます。

事務局 議案第18号、事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。
 それでは、議案第18号の説明をいたします。今回、津山地区からの1件のみ
 です。議案書のページで申しますと、8ページです。それでは、議案書をもとに
 説明します。

1-1・東一宮の雑種地326㎡、及び宅地181.03㎡の件についてです。農地区分
 は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。当初転用事業者は、
 上之町にお住いの69歳の男性です。申請地において、借家2棟の建築及び露天
 駐車を整備するため、平成30年10月17日付けで農地法第5条の規定に基
 づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませて借家2棟を建築し、土地造成も
 終了させた後、地目変更登記まで済ませましたが、2棟のうち1棟については入
 居者が決まらないまま現在に至っていることから、宅建業を営む承継者が、残り
 の1棟を建売住宅として、また、露天駐車を分譲宅地として販売するため、事
 業計画の変更承認申請がなされたものです。第3種農地であり、周辺地域の農業
 等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められ、事業計画の変更は問題な
 いものと考えます。なお、変更後の転用計画につきましては、12ページの議案
 第19号1-10番で改めてご審議頂くようになります。

議案第18号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、では議案第18号に対して事務局の説明がありましたが、地元委員の意
 見をお願いします。

長 森 委 員 今事務局から説明がありましたが、ここは用途区域でありまして、内容に関し
 ては問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、それでは他の委員さんから意見はありませんか。

* 日 笠 会 長 ありません。

* 日 笠 会 長 では、許可が適当と思う方は挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >
 はい、賛成多数という事でございます。

事務局（津山） 議案第19号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事
 務局説明願います。

議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。ま
 た、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきた
 いと思います。

誤植箇所の1点目ですが、9ページの議案第19号農地法第5条の規定による
 許可申請承認についての申請番号1-4番につきまして、受人の住所の記載が誤
 っております。■■■■と記載しておりますが、正しくは■■■■となりますの
 で、受人の住所を■■■■へ訂正をお願いします。

誤植箇所の2点目ですが、11ページの議案第19号農地法第5条の規定によ
 る許可申請承認についての申請番号1-9番につきまして、受人の住所と施設面
 積の記載が誤っております。受人の住所を■■■■と記載しておりますが、正し
 くは■■■■となりますので、受人の住所を■■■■へ、施設面積を6,486㎡と記載し
 ておりますが、正しくは9,062㎡となりますので、施設の面積を9,062㎡へ訂正を
 お願いします。

誤植箇所の3点目ですが、13ページの議案第19号農地法第5条の規定によ
 る許可申請承認についての申請番号4-1番につきまして、権利と地種の記載が
 誤っております。権利につきましては、使用貸借権と記載しておりますが、正
 しくは賃貸借権となりますので、賃貸借権に訂正をお願いします。また、地種に
 つきましては、第2種と記載しておりますが、正しくは第1種となりますので、
 第1種へ訂正をお願いします。

以上、お手数ではございますが、よろしく願います。

それでは、議案第19号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転
 9件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定2件、加茂地区から使用貸借権設定1
 件、勝北地区から賃貸借権設定1件の計14件の申請です。議案書のページは、

9 ページから 13 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1 番・北町の畑、216㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は、北町にお住いの33歳公務員の女性です。現在、借家住まいをしていますが、申請地に永住できる居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、転圧を行い、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。北町町内会から差し支えない旨の同意書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2 番・上河原の田、950㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は上河原に主たる事務所を置く資産の総額約5億円の学校法人で、主な事業は学校教育事業です。申請地近くで運営している幼保一体型施設の園児及び従業員の増加により、駐車場が必要となったことから、露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁設置及び既存擁壁で対処し、雨水排水については、造成面に勾配を設け新設排水路を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3 番・小原の田、269㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は48%です。転用事業者は大田にお住いの16歳無職の男性で、親権者である母親からの申請となっています。現在、療養施設で生活していますが、家族と一緒に生活できる環境を整えるため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、側溝及び擁壁を設置し、雨水排水は、新設する側溝から既存の水路に流し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。金糞池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4 番・大田の田、515㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、変電所です。転用事業者は東京都港区に主たる事務所を置く資本金の額100万円の合同会社で、主な事業は発電・電力供給業です。上田邑、一宮、東田辺地区に設置する太陽光発電施設で発電した電力を中国電力の送電網に接続するにあたり、中国電力の鉄塔用地の隣接地である申請地に、変電所を整備するため転用するものです。転用にあたり、変電機器の敷地部分のみコンクリート舗装するとともに、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分については及び既存排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5 番・大谷の田、330㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.8m程度の居宅1棟で、建蔽率は34%です。転用事業者は、院庄にお住いの34歳会社員の男性です。現在、アパート住まいをしていますが、将来の事を考え、祖母所有の土申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及びコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については、新設排水路を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、合併処理槽で処理したのち、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・河面の田、1,093㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周囲の状況から、第2種と判断しています。転用事業者は、河面にお住いの47歳会社役員の男性です。自身が経営する建設会社の事業拡大により既存の資材置場、車両置き場では収まらなくなっており、今後さらなる受注見込みもあることから、現在使用している資材置場から近く交通の便も良い申請地を資材置場として造成し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、L型擁壁や法面の設置により対処し、雨水排水については、造成面に勾配をつけ、新設排水路を通じて沈殿柵に流入させたのち既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・中原の畑、260㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造3階建て全高10.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は、中原にお住いの33歳会社員です。現在、実家に住んでいますが、将来のことを考え、実家近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東面、南面は隣地より低く、北面は既存擁壁があり、西面にはL型擁壁設置で対処し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・新田の田、879㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一团の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は新田に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は土木・建築工事業です。転用にあたり、境界部分については、隣接宅地への接続、安定勾配で造成する法面、及び新設側溝により対処し、雨水排水については、新設溜柵及び新設側溝を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。真宮井堰水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・一宮の田、6,486㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振農用地です。転用事業者は東京都港区に主たる事務所を置く資本金の額100万円の合同会社で、主な事業は発電・電力供給業です。上田邑、一宮、東田辺地区の山林に太陽光発電施設を設置するにあたり、工事用通路を整備するための一時転用で、期間は令和元年7月1日から令和4年2月28日までです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦により土砂流出を防ぎ、雨水排水については、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農振農用地区域内の農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・東一宮の雑種地326㎡及び宅地、181507.03㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、先ほどの議案第18号1-1の事業計画変更であった雑種地及び宅地について、計画変更承認を前提に申請されたものです。転用目的は、分譲宅地及び建売住宅1棟です。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は、山北に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。当初転用事業者が許可を受け建築した借家2棟のうち1棟について、は入居者が決まらないまま現在に至っていることから、その1棟を建売住宅として販売するとともに、露天駐車場部分を分譲宅地とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、当初の転用時に排水路を設けており、雨水排水については、当初の転

用時に設けた排水路から既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の畑、310㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は東一宮にお住まいの35歳会社員の男性です。現在、アパートに住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、将来のことを考え、申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁やコンクリートブロック擁壁を設置することで対処し、雨水排水については、新設する排水路を通じて既存水路に流し、生活雑排水は合併処理槽で処理したのち既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・下横野の畑、238㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、鏡野町にお住まいの31歳会社員の男性と沼にお住まいの30歳会社員のご夫婦です。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.8m程度の居宅1棟及びカーポート1棟で、建蔽率は31%です。転用にあたり、境界部分については、北面、東面、西面は既存の石積み及び擁壁を利用し、西面は既存法面にコンクリートブロック積みを行い、雨水排水については、排水路及び溜樹を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（加茂）

はい、ありがとうございました。次は加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。2-1番、加茂町原口の田、1,062㎡、の使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は、鉄骨造平屋建て、全高5.5m程度の堆肥舎1棟です。転用事業者は、加茂町原口に本店を置く資本金200万円の株式会社で、主な事業は農業です。事業拡大のため堆肥施設の増設をするものです。転用にあたり、境界部分は北面にある既存の法面を利用し、雨水排水については、既存の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約の写しの添付を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（勝北）

はい、ありがとうございました。次は勝北。

4-1番 新野東の田、966㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用事業者は、新野東にお住まいの55歳建設業の男性です。自身が経営する会社の事業拡大に伴い、駐車場及び資材置場が手狭となっていたため、近隣の土地を借り受け、露天駐車場及び露天資材置場として転用するものです。転用にあたり、境界部分については既存擁壁で対処し、雨水排水については素掘り水路を設けて既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池土地改良区より差し支えない旨の意見書の提出と賃貸借契約書の添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

議案第19号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。

大 山 委 員	はい、1区大山です。1-1から1-4まで説明します。 まず、1-1の件でございますが、丁度この庁舎から南に300m程のところにある農地で、周りは全て宅地で、ここだけ農地として残っているので、住宅にするには問題ないと思います。 1-2につきましては、上河原の土地で、ノースランドの東で、 の駐車場ということで、全く問題ないと思います。 1-3は小原で、先ほどもありましたが、駐車場と一体として建てる住宅ということで、問題ありません。 1-4、大田ですが、前回もこの土地の隣に資材置き場として許可が出ている例もありますので、問題ないと思います。以上です。
日 笠 会 長	はい、次ですが、1-5、7日に協議しましたが、問題ないと判断しました。
井 家 上 委 員	はい、次は1-6。 4番井家上です。1-6から1-8について説明します。 1-6につきましては、事業の拡張ということで、隣に大きな道もありますし、周りに迷惑をかけるということもありませんので、問題ないと思います。 1-7につきましては、息子さんが父親の農地に住宅を建てるということですが、ここはかなり高低差がありまして、3階建てにして使うということです。 1-8、これも業務の拡張ということで、片側は川に面しておりますし、他の方の農地にも影響がないので、問題ないと思います。
日 笠 会 長 長 森 委 員	はい、次。 14番長森です。1-9ですけど、事務局から説明がありました通りで、工事用の仮設道ということで、特段問題ないと思います。 続きまして、1-10につきましては、先ほどありました計画変更に伴う5条転用で、問題ないと思います。 1-11ですが、これも東一宮の同じ区域内で、特段問題ないと考えております。 1-12でございますが、これも個人用住宅で、問題ないと思っております。以上です。
日 笠 会 長 山 下 委 員	はい、ありがとうございます。それでは次。 11番山下です。2-1ですけれども、堆肥施設で問題ないと思います。
日 笠 会 長 尾 島 委 員	はい、次。 7番尾島です。先ほどの事務局の説明の通りで問題ないと思います。
日 笠 会 長 * 日 笠 会 長 * 日 笠 会 長	では議案第19号に対して、皆さんなにかありますか。 ありません。 はい、それでは許可でよろしい方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》 はい、賛成多数ということでありがとうございます。
大 山 委 員	それでは議案第20号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。
日 笠 会 長 高 山 委 員	はい、1区の大山です。農業経営に必要な施設ということで、問題ないと思います。 はい、次。 15番高山です。1-2について説明します。植林をされた形跡もあるんですが、その後に山を削られて、倉庫を建てられているようで、やむを得ないと思います。残りも山林化がひどく、仕方ないと思います。
日 笠 会 長 小 島 委 員	はい、次。 8番小島です。昭和60年頃に庭にされたということで、娘さんから申請が来ております。宜しく申し上げます。
日 笠 会 長 井 家 上 委 員	はい、次。 4番井家上です。1-4ですが、4月20日頃に推進委員さんと確認をしました。今回申請をされておりますが、昭和50年ごろに進入路と宅地にしてしまったということです。問題ないと思います。
日 笠 会 長 長 森 委 員	はい、次。 14番長森です。1-5、一宮なんですが、本人がその当時分筆等をしたまま、地目変更をしてなかったということで、問題ないと思います。
日 笠 会 長	はい、次。

山下委員	2-1について、倉見ですが、周辺は非農地になっていたんですが、ここだけ残っていたような状態で、問題ないと思います。
	2-2、1筆は完全に山林原野化しております。残りの2筆は町内会のグラウンドになっていたんですけれども、当時、上手く手続きが取れていなかったようで、問題ないと思います。
日笠会長	はい、次。
尾島委員	7番尾島です。4-1ですが、昭和60年頃に畑を潰して来客時の駐車場にしまっていたということです。
	4-2ですけれども、自宅への進入路にされているということで、仕方ないと思います。
日笠会長	はい、それでは議案第20号について筆頭者からの説明がありました。許可と思う方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
	議案第21号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明ですが、1-1については私から説明します。
	1-1、これは横山の一番北で、大谷との境の場所になりますが、もうどうしようもないということで、非農地ということです。
	次、2-1。
山下委員	11番山下です。2-1については、農地と農地の境の法面のような場所で、どうしようもないということです。
	2-2、2-3についても、山林原野化してしまってどうにもならんということです。
	はい、次。
植本委員	16番植本です。5-1につきまして、宮部下ですけれども、小さい畑で進入路もありませんし、やむを得ないと思います。以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今議案第21号に対して筆頭者の方から説明がありましたが、皆さん何かありますか。
	ありません。
日笠会長	では、よろしいと思う方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
	議案第22号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。
事務局	議案第22号農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。
	議案書のページは、20ページから23ページです。20ページに集計表を載せております。
	今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区18件、加茂地区1件、阿波地区2件、勝北地区2件、久米地区2件の計25件です。
	以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
	議案第22号の説明は以上です。
日笠会長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。
	はい。
日笠会長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。
	報告第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。
事務局	報告第3号について説明します。議案書のページは38ページから40ページです。
	今回は、相続によるものが4件13筆となっております。
	また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

日	笠	会	長	その他詳細は議案書のとおりです。報告第6号の説明は以上です。
事	務	局		はい、ありがとうございます。
				報告第7号農地改良届出書の受理について、事務局説明願います。
				報告第7号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、26ページです。今回は、1件です。
				1-1につきましては、新田の田1,134㎡のうち23㎡について、畦畔の拡幅を行うというものです。
日	笠	会	長	報告第7号の説明は以上です。
				はい、ありがとうございました。
				議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
				ありません。
日	笠	会	長	それでは事務局からお願いします。
事	務	局		失礼します。私の方から1点、皆様にお諮り頂きたい事がございます。
				毎年、農業者年金の加入推進部長を各市町村から1名、農業会議へ報告することとなっております。
				加入推進部長の業務内容としましては、加入推進特別研修会等、普及推進の研修会への参加、寄合や会議での農業者年金の説明、普及。パンフレット、チラシを用いた制度のPR等が主になります。
				昨年度は年金担当である三谷委員にして頂いておりましたので、今年度は同じ年金担当をして頂いております仁木委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
				よろしい。
日	笠	会	長	はい、それではそうさせてもらいます。
事	務	局		はい、では農業会議にそのように報告させて頂きます。
日	笠	会	長	それでは事務局から次回の連絡をお願いします。
事	務	局		事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
				次回、7月の定例委員会ですが、7月10日水曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、7月の定例委員会ですが、7月10日水曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。
				運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。
				事務局からの連絡は、以上でございます。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させてもらいます。
太	田	会	長	失礼します。本日は慎重審議ありがとうございました。これで6月の定例会を終了します。お疲れさまでした。
				お疲れ様でした。

(17:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
